

住民説明会議事録

作成日：令和3年7月13日

【開催概要】

主 催：一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター

開催日：令和3年7月12日（月）午後7時から午後8時40分

場 所：旧塩屋小学校跡地体育館

説明者：一般社団法人大宜味ユーティリティーセンター 代表理事 中西康展

琉球フーズ株式会社 代表取締役 宮本信彦

参加人数：29名（主催者関係者を除く。）

趣 旨：旧塩屋小学校跡地活用事業の経過及び

バナメイエビ養殖事業の再開に向けた取組についての住民説明会

（本住民説明会の開催告知については、令和3年7月1日発行「広報 大宜味 2021年7月号」に掲載）。

第1 主催者挨拶（中西代表理事）

センターで管理している運動場の一部に設置されている養殖事業において、地域住民の皆様にはお騒がせとご心配をかけたこととお詫びする。

旧塩屋小学校跡地活用事業の経過についてと、バナメイエビ養殖事業の再開に向けた取組についてのご説明をする。バナメイエビ養殖事業につき蔓延防止措置命令が解除されたため、解除を中心にこれまでの経緯とこれからの計画をご説明する。

大宜味ユーティリティーセンター及び事業者の取組について、地域住民の皆様のご理解をいただきたい。

説明の最後に、質疑応答のお時間を準備するので、不明点や質問に関して、質疑応答の時間に申し出ていただきたい。

本日の議事録は一般社団法人大宜味ユーティリティーセンターのHPにアップし、説明会に参加いただけなかった方々の対応も準備する。旧塩屋小学校跡地活用事業における経緯からご説明を開始する。

第2 説明（1から6は中西代表理事による説明、7は宮本代表取締役による説明）

1. 旧塩屋小学校跡地活用事業について

旧塩屋小学校の「学校跡地活用事業計画」に関する各事業につき、理解と協力を頂いていることに関する御礼を述べる。バナメイエビ養殖事業につき大宜味村住民の皆様によりご理解をいただきたいため、「過去の経緯」と「学校跡地活用事業計画」における現状についてご説明をする。

2. 大宜味村との出会いと関係のはじまり

東京で、仕事の関係で大宜味村塩屋出身の方と出会い、2015年12月に東京へ出張されて

いた大宜味村の宮城村長をご紹介いただき、大宜味村に関する様々なお話を伺った。

自然に恵まれた場所というのは、故郷のない自分にとって憧れの場所であり、以前から将来は地方へ移住して仕事をしたいという思いがあった。

2016年1月に初めて大宜味村を訪問し、2日間にわたり村内の様々な場所を案内していただいた。「シークワサーの里」、「健康長寿の里」として活性化を目指す大宜味村で、何かしらの協力ができればとの思いで、シークワサージュースの販売を行えば、少しでも村の活性化に繋がるのでは無いかと考え、2016年4月に大宜味村内に場所を借り、シージュース株式会社を設立した。

3. シークワサーの販売とPR活動（資料①写真1～3-2参照）

シークワサー100%ジュースの卸販売を開始し、2016年から毎年関東近郊で催される沖縄祭りに大宜味村ブースを出店して1日に約1,000人の人に、地元大宜味村のシークワサージュース試飲いただき、少しずつ毎年売上も増えてきた。

また、神奈川県逗子市や群馬県前橋市で行われる大きな沖縄祭りには、大宜味村の役場と共に参加して、村と市の交流の架け橋を作ることができた。

東京都浅草にある「まるごとにつぼん」という故郷をPRする施設では、国内で22箇所しか選ばれない特設PRブースの1つに大宜味村が選ばれる事となった。

4. 学校跡地公募申請時の事業計画について

2018年4月には、新たに一般社団法人大宜味ユースティティセンターを設立し、学校跡地（旧塩屋小学校）の指定管理者として、当時全9項の事業計画を目標にスタートした。各事業の現在の状況は以下の通り。

（1）シークワサーの製品開発及び搾汁施設に関して

照屋農産より押川シークワサージュースの販売を引受け、大手企業への販売を目指して営業活動を行なっている。

〔営業活動中飲食店〕ロイヤルホスト、叙々苑、タジマヤ

〔営業活動中卸し先〕（株）タジマヤ、ダイヤモンドスターズ（株）

（2）飲食店の運営に関して

活性化センター（旧道の駅）内で、ぶながや食堂を営んでいる。コロナの影響で2020年度は大きな赤字となったが、緊急事態期間以外は通常通り営業を続けてきた。村外の観光客やヨーロッパからの取材が来店している。村内に数少ない飲食店の1店舗として、今後も食事の場、休憩の場として営業を続けていく。

2021年5月に東京都台東区浅草で、ぶながや食堂の姉妹店となる「カミナリカフェ」が

開店した。現在食堂で好評なシークワサーソフトクリームとシークワサージュースの販売を中心とした営業を計画中。

(3) 特産品の総合通販と配送業務

大宜味村内で生産している商品を販売する総合ネットサイトを、2020年10月から企画観光課とタイアップして、その立上げに向けた準備を進めるつもりであったが、コロナやエビの感染発生による対応に追われ保留となっている。

(4) スキューバーダイビングショップの運営

名護と恩納村のダイビングショップとコラボして実施予定。

5. ガジュマルの木について (資料①写真4参照)

(1) ガジュマル剪定前の対応

樹木博士である公益社団法人沖縄県緑化推進委員会の生沢常務理事立会いの下ご指導を受け、根の消毒を行った後、露出した箇所を埋め戻した。

(2) ガジュマル剪定及び添え木対応

実施日：令和3年5月20日（木）

作業内容：台風の影響による木への損傷を最小限に抑えるため、且つ、木の成長を妨げないように細心の注意を払い全体的に剪定及び添え木対応を実施。その際、剪定部分から水分や養分が出ることで、また雑菌等の侵入を防ぐため薬剤の塗布も併せて実施。

(3) 今後の対応

今回の剪定及び添え木対応の経過を注意深く見守りながら、これまで以上に木の状況に配慮し、管理を行いたい。

6. 今後について

引き続き、コロナ禍が終息した際には実施されていない事業計画を含めて進め、大宜味村の役立つセンターとして活動していくので、今後ともご協力応援をお願いしたい。

7. バナメイエビ養殖事業について (宮本代表取締役による説明)

(1) 大宜味村住民及び周辺漁業者への説明状況など (資料③参照)

添付の経緯となり、弊社は沖縄県水産課と水産海洋技術センターの指示を遵守し、消毒作業、中和作業、洗浄作業、排水作業を行ってきた。大宜味村の漁業者の皆様のご意見も踏まえて排水前の水を保存した。住民説明会や漁協（羽地・名護・本部・今帰仁）への説明会も複数回実施して来ている。

(2) AHPND 防疫専門会議について (資料④⑤参照)

農水省ホームページに記載されている AHPND 防疫専門家会議概要について説明

(3) 水質検査 (資料⑥参照)

塩屋湾内の海水と UF 膜処理水（0.01 ミクロンの膜を通した無菌状態の水）の 3カ所の水質検査を株式会社南西研究所に依頼し、取水した海水よりもきれいな水を排水していたことを確認。

(4) 養殖場周辺の海域調査結果について（資料⑦参照）

沖縄県が令和 2 年 10 月 31 日に実施した塩屋湾内の海域調査で、湾内に生息するエビ類を採取して病原菌の有無の確認をし、全ての検査個体が陰性であることを確認。

(5) 消毒作業

報道では、屋外施設に病原菌が居て、それを流出したのではないかとのことであったが、屋内外から病原菌は発見されなかった。実際は、稚魚育成水槽内だけで発症していたが、屋外施設の水槽や配管なども消毒した。

次亜塩素酸ナトリウムを使用して屋内外全ての水槽や配管などを殺菌し、中和剤で養殖水として使える水に戻して、県水産課の指示に従い排水し乾燥を確認し作業完了。県水産課としては、蔓延防止措置命令の解除後、いつでも再開可能とのこと。

(6) 蔓延防止措置命令の解除（資料⑧参照）

令和 3 年 2 月 17 日に、蔓延防止措置命令が県により解除となる。

(7) 県水産課との報連相

稚エビ着地以降の飼育期間中は、県水産課と電話による報連相を密に実施していた。

(8) 説明会の開催

事業者としては、令和 3 年 3 月 15 日に養殖事業についての承認取消しを受けて、村と協議を重ねた上で養殖事業再開を目指していくことを確認させていただいた。その際に、村からは漁業関係者や地域住民への説明とその理解を得るように求められた。事業者としては周辺漁協への説明を実施し、ご理解を得る努力を重ねてきた。住民の皆様に対しては 5 月か 6 月に住民説明会の開催を行いたいと思っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催は見送りとなり、本日、その機会を設けさせていただいた。本日の説明会は事業者としては養殖事業再開に向けて住民の皆様へ説明とご理解をいただくために必要不可欠なものとして捉えている。

(9) 事業再開後の取組

弊社は、これまでの事業運営で学んだことや村民の皆様からご教示いただいたことなどを次からのステップに反映し、弊社事業と大宜味村との共存共栄を目指すべく、今後の計画として次のことを考えている。

①今回と同様の事故を起こさない

今回と同様の事故を起こさないために、稚エビの仕入先を国内外問わず厳選し、病原菌を保持していないこと保証が付いた最高水準の品質の稚エビをステータス 1A 施設より購入する。

*国際基準に則ったカテゴリー

ステータス 1A : AHPND の清浄性が確認された施設。

ステータス 1B : 非清浄であるが検査を実施した施設。

また、農水省によると、着地検査は今後厳しくなるとのこと。

②病原菌を発生させない

弊社の養殖場においてあらゆる病気が発生しないように消毒作業や洗浄作業を徹底していく。また、水槽内の飼育水の安定化のため井戸を掘り地下海水を利用し養殖に適した環境を維持するように努める。

③地域の特産品

バナメイエビが大宜味村の地域の特産品と認識されるように、養殖事業に邁進する。
大宜味村の特産品として活エビ・冷凍エビを出荷する。

④大宜味村の知名度の向上

上記に関連し、やんばるの世界自然遺産登録が現実化したことに鑑み、優れた商品を提供することにより、大宜味村のブランディングに寄与したい。

⑤加工品製作

福祉事業と連携することも視野に入れ、バナメイエビを利用した加工品（お菓子などの土産品）の開発にも着手する。

⑥雇用創出

養殖事業を軌道に乗せた上で、地域の雇用に貢献したい。人員計画としては、初年度は4～5名、次年度は7～8名、その後は事業の拡大に準じ、養殖場の運営・加工・出荷作業などのスタッフとして、大宜味村の方々にもお手伝いをお願いできればと考えている。

⑦バナメイエビ以外の商品を取り扱う

シークワサージュースの仕入れ販売や、アグーやデュロックなどの比較的高額で販売可能な豚肉の仕入れ販売を行う。

⑧料理教室の開催

バナメイエビ・豚肉・シークワサージュースを使った料理教室を家庭科室にてワークショップとして開催する。

⑨バナメイエビすくいの開催

エビすくい用の小さな水槽を設け、エビ獲りを体験していただくイベントを開催し、村内外の方々に参加していただき、弊社と地域の友好を深めたい。すくったエビは持ち帰っていただくか、校内でお召し上がり（刺身・焼きエビなど）いただく。

⑩安全対策に努める

旧塩屋小学校の運動場をできる限り村民のみなさまにご利用いただくために、養殖水槽以外の立ち入っていただくことができるエリアを識別してもらえるようにフェンス・ロープ・看板などを設置する。養殖場は旧塩屋小学校の中に設置されているため、小学校利用者の方々のお怪我などを避けるために、間違っって養殖場内に立ち入ることのないような設備を設置する。

⑪美化・清掃活動

旧塩屋小学校周辺海岸のクリーンアップ活動を実施し、大宜味村の認知度を上げたい。

⑫村民の皆様の声を大切にしていく

今後は、これまで以上に村民の皆様とコミュニケーションを密にし、地元と密着する

企業として皆様のご期待に応えるべく、ご意見・ご要望を出来る限り弊社事業の運営に反映させる。村民の皆様の気持ちと乖離の無いように、出来るだけ先んじて皆様のお考えをお聞きし、方向性を間違えないよう事業を展開したい。

(10) 今後の予定について

事業者としてはできる限り速やかに養殖事業の承認を得るべく申請を出したい。養殖事業の再開については、申請が承認され次第、できる限り速やかに行っていきたいと考えている。そのためにも住民の皆様のご理解が不可欠であることから、本日のご説明内容についてご不明点などが有れば、質疑応答でご質問いただければと思う。

第3 質疑応答

別紙参照

第4 本議事録についての問合せなどについて

大宜味村住民の方で本議事録に関してご不明な点や気になる点がございましたら、次の1か2のいずれかの方法でお問い合わせをいただきますようお願いいたします。

また、お問い合わせいただきました内容(居住されている地区の名称は必ずご記載ください)につきましては大宜味村役場と共有させていただきますので、予めご了承お願いいたします。なお、回答につきましては、一般社団法人大宜味ユーティリティセンターのHPにアップさせていただきます。

1. 郵便によるご連絡(ご持参いただいても結構です。不在の際は、職員室前のポストに投函願います)。

*下記送付先に、令和3年7月26日必着で郵便でお送りいただくか、ご持参ください。

送付先：〒905-1311 沖縄県国頭郡大宜味村塩屋538番地

一般社団法人大宜味ユーティリティセンター宛

2. メールによるご連絡

*下記アドレスに、令和3年7月26日までにメールを送信願います。

メールアドレス：info@ogimi-okinawa.jp

以上